

2015年6月16日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

## 今国会に提出されている安全保障法制関連法案に関する意見

京都府生活協同組合連合会  
会長理事 上掛 利博

安倍内閣は、5月14日、集団的自衛権行使を可能にするために、自衛隊法など現行関連法10法を一括して見直す「平和安全法制整備法」と新設の「国際平和支援法」の2法案（以下、安全保障関連法案）を閣議決定しました。2法案は、国会に提出され審議が始まっています。

京都府生協連は、昨年の第61回通常総会で、歴代政権が憲法解釈上行使できないとしてきた集団的自衛権について、憲法解釈を変更し容認することに対し、「第2次世界大戦による災禍をふまえ、日本国憲法9条は、『戦争の放棄』『戦力をもたないこと』『交戦権を認めないこと』を定め、恒久平和主義の考え方を決めています。憲法の基本原理に関わる重大な解釈の変更が、時の政権の判断のみで行なわれることは、立憲主義の考え方に反し、認めることはできません。」と反対の意思表示をしました。

安全保障関連法案は、論点が多岐にわたっていること、従来からの法制の見直しが広範囲におよび、かつ重要な内容がふくまれていること等、国会での徹底した審議が求められているにも関わらず、安倍首相が4月末におこなわれた米議会での演説で関連法案を「今夏までに成立させる」旨を表明されたことにたいし、多くの国民からは、国会軽視、国民不在との批判が高まっています。

安全保障関連法案は、特に、憲法9条が禁じる海外での武力行使に道を開く等、「専守防衛」の安全保障政策を大転換する極めて重大な内容が含まれており、戦後日本が築き上げてきた「平和主義」の理念が失われてしまいます。加えて、6月4日に開かれた衆院憲法審査会では、参考人として出席した3人の憲法学者全員から、審議中の安全保障関連法案を「憲法違反」とする見解が示され、法律の根幹が揺らぐ疑問が生じました。

この間、マスコミ各社が実施した世論調査等においては、今国会で法案を「成立させる必要はない」、政府は法案の内容について「十分に説明しているとは思わない」といった声が多数をしめています。

戦後70年、日本は平和憲法のもと、悲惨な戦争の教訓と痛切な反省に立ち、国際紛争が生じた際も、武力に依らず平和的に解決する立場を堅持してきました。東アジアの緊張など国際情勢にたいしても、武力による抑止ではなく、平和憲法の理念を貫き、憲法9条を生かした対話を通じた平和外交によって解決すべきものと考えます。

生活協同組合は、戦後、国民生活の安定と生活文化の向上を期すことを目的とし、平和とよりよい生活をもとめて活動してきました。今国会で審議されている安全保障関連法案に対して強い懸念を表明します。平和と組合員のくらしを守る立場から、安全保障関連法案について強く反対するとともに、法案のすみやかな撤回を求めます。

以上